

特定非営利活動法人
滋賀骨髓献血の和を広げる会

定款

特定非営利活動法人 滋賀骨髓献血の和を広げる会

定款

令和8年6月22日定款制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人滋賀骨髓献血の和を広げる会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県甲賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、より多くの人々が骨髓バンク事業を理解し、参加・協力することにより、相互扶助およびボランティアの精神を発揮し、ひいては骨髓バンクドナー登録者数の増加をはかり、より多くの血液難病患者等が病を克服し社会に復帰できる、やさしい社会づくりを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を果たすため、特定非営利活動促進法(以下法という)第2条別表のうち次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ④ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑤ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため特定非営利活動に係わる次の事業を行う。

- (1) 骨髓バンクドナー募集支援事業
- (2) 骨髓バンクドナー登録説明員研修事業
- (3) 骨髓バンクチャリティー事業
- (4) 骨髓バンク普及啓発事業
- (5) 語りべ講演会開催事業
- (6) 会報発行事業
- (7) 血液難病患者等支援活動
- (8) その他、この法人の目的達成のために必要な一切の事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって本会の運営を行う。

(1) 正会員

この法人の趣旨に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、入会を申請しなければならない。

2 理事長は、前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めない決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 2,000 円

(2) 団体正会員 10,000 円

(3) 賛助会員 個人 2,000 円、団体10,000円

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員または賛助会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会員である団体が消滅したとき、または会員である個人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。

(2) 正会員(休会中の会員を除く)が、継続して2年以上会費を滞納し、理事会において支払いの意志がないと認定された者。

(3) 除名されたとき。

(4) 退会届の提出をしたとき。

2 休会に関する事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

(退会)

第10条 正会員または賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上2名以内

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事の互選により理事長1名及び副理事長1名を選任する。

- ①理事長 1名
- ②副理事長 1名

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

4 役員のうちそれぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第 18 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 会員の除名
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 正会員及び賛助会員の入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集したとき

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合除いて理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の 10 日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が記名・押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置くものとする。
なお、当該議事録については、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁方法により少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに理事会を開催することができる。

(理事会の議事)

第32条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障があるときは、副理事長、または理事長が指名する理事長以外の理事がこれにあたる。

2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人1名が記名押印する。

当該議事録については、次の事項を記載するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品及び助成金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、総会の議決を受けなければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第39条 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じた場合は次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

- (7) 会議に対する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 この法人が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第46条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の必要な担当を置く。

(事務局長の選任及び担当の任免)

第47条 事務局長及びその他の担当の任免は理事長が行う。

- 2 事務局長は、監事を除き、理事と兼ねることができる。

(組織及び運営)

第48条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第50条 この定款の施行についての必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役職は、第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、以下の役員名簿のとおりとしその任期は第15条第1項の規定にかかわらず、2028年5月31日までとする。

理事長	片岡 智一
副理事長	青木 ルミ子
理事	山本 恵司
理事	丸山 達
理事	河野 安明
監事	後藤 勇樹

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第41条の規定にかかわらず成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金(個人)	0円	会費年額	2,000 円
(2) 正会員入会金(団体)	0円	会費年額	10,000 円
(3) 賛助会員入会金(個人)	0円	会費年額	2,000 円
(4) 賛助会員入会金(団体)	0円	会費年額	10,000 円